

第3回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月11日（金）午後2時00分～2時40分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下願について
 - 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第3回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第3回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番小林修委員、同じく6番中村政五郎委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年9月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。9月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は雑草や雑木が茂っている状態でしたが、きちんと整えたくうえで耕作に供することを代理人を通じて確認しております。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。こ</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>の件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。2番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、贈与です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。9月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適切に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続いて3番4番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、7番島田信成委員の退席をお願いします。それでは3番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号3番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、5ページから6ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。9月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適切に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>す。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。4番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号4番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、7ページから8ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。9月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適切に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>（島田委員入場）</p> <p>それでは5番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号5番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、9ページから10ページに記載がございます。</p>

事務局(國府田)	<p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。9月7日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適切に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第10号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第10号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年9月11日、邑楽町農業委員会、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては11ページから14ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
4番(松島)	<p>4番松島です。9月7日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字篠塚字水立地内、案内図は資料の11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。</p> <p>申請地は住宅地の中に位置する第2種農地で、是正申請となります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請取下願についてを議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請取下願についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請取下願があったので、意見の決定を求めます。令和2年9月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、願出理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可申請取下相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>

事務局(國府田)	<p>議案第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年9月11日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3番(松崎)	<p>3番松崎です。9月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字中野字堀田谷戸地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。</p> <p>申請地は市街地近傍区域内に位置するため、農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから26ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
3番(松崎)	<p>3番松崎です。9月7日に事務局と2班で行いました。</p>

3番 (松崎)	<p>申請地は大字鶉字大山地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。</p> <p>申請地は第1種農地ですが、譲受人自宅の前に位置し、集落に接続しているため、不許可の例外に該当するものと判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、27ページから30ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2番 (金子)	<p>2番金子です。9月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字石打字社氏地内、案内図は資料27ページ、付近状況図は28ページを参照してください。</p> <p>申請地は第1種農地ですが、既存施設の敷地拡張で、所要面積が既存部分の2分の1以内であるため、不許可の例外に該当します。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	(松崎委員挙手)
会長 (天谷)	はい、松崎委員。
3 番 (松崎)	申請地西側にU字溝がありまして、土留めをしないとU字溝が塞がっていってしまうと思うので、施工の際にはその点に注意して欲しいと思います。
事務局(國府田)	土砂を水路へ流入させないように土留め等の対策をしてもらうように、事務局から代理人へ伝えます。
会長 (天谷)	他に質疑のある方は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
	無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
	挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。4 番について事務局より説明願います。
事務局(國府田)	番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、31ページから34ページを参照してください。以上です。
会長 (天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
2 番 (金子)	2番金子です。9月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字中野字荒神地内、案内図は資料31ページ、付近状況図は32ページを参照してください。 申請地は公共施設近距離区域内に位置し、農地区分は第2種農地と判断されます。周りは道路と住宅に囲まれ、農地としての広がりはありません。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。
会長 (天谷)	担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。5番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、35ページから38ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番（松島）</p>	<p>4番松島です。9月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字赤堀字中山地内、案内図は資料35ページ、付近状況図は36ページを参照してください。</p> <p>申請地の農地区分は、その他2種農地に該当する畑です。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。6番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につき</p>

事務局(國府田)	ましては、39ページから42ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
4番(松島)	<p>4番松島です。9月7日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料39ページ、付近状況図は40ページを参照してください。</p> <p>申請地は第1種農地ですが、集落に接続しており、不許可の例外に該当します。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年9月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については43ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長(天谷)	以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第3回邑楽町農業委員会総会を閉会いたし

会長（天谷）

ます。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年10月9日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 小林 修

委員 中村 政五郎

